

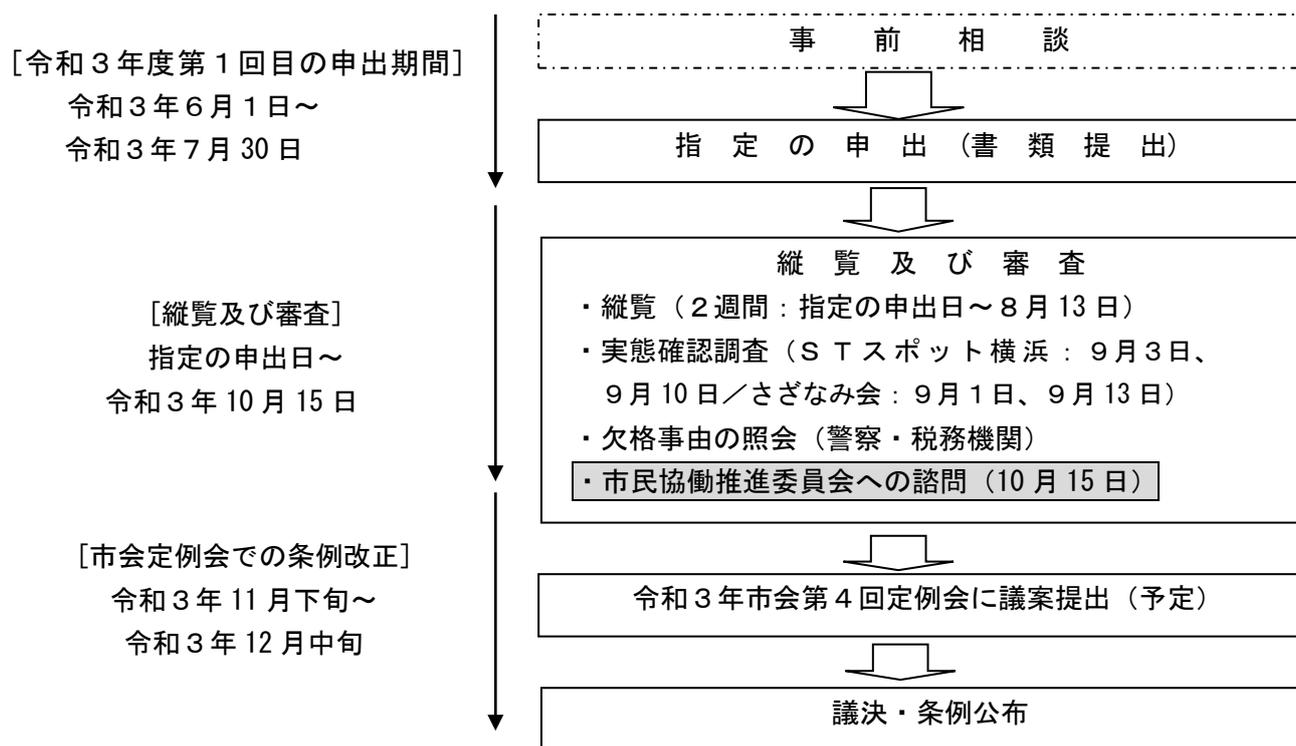
特定非営利活動法人の条例指定について

令和3年度第1回目の申出期間中に次の法人から指定の申出があり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき審査を行いましたので、同条例第4条第2項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況

- (1) 申出期間（令和3年度第1回目）
令和3年6月1日（火）～令和3年7月30日（金）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人STスポット横浜
特定非営利活動法人さざなみ会
- (3) 指定の基準の適合についての資料
申出法人の概要 【資料1-2】
申出法人の指定基準適合表 【資料1-3】
申出法人の公益要件（指定基準2）の適合について 【資料1-4】

2 申出から指定までの流れ



3 参考資料

- (1) 認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み 【参考資料1】
- (2) 条例の改正（予定）の内容について 【参考資料2】

【関係法令】

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第4条第2項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第17条第1項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人STスポット横浜	
代表者の氏名	理事長 小川 智紀	
主たる事務所の所在地	横浜市西区北幸一丁目 11 番 15 号横浜STビル地下1階	
設立年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
定款に記載されている目的	この法人は、舞台芸術を中心としたアートと市民社会の新しい関係づくりを推進するとともに、アートの持つ力を現代社会に活かし、より豊かな市民社会を創出することを目的とする。	
活動分野	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) STスポットを中心とした芸術文化施設の運営管理 (2) 舞台芸術を中心としたアートプロジェクトの創造発信 (3) 舞台芸術を中心としたアウトリーチや教育普及、交流促進 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 	
活動地域	横浜市全域	
収支の概要 及び 資産、負債等の概要	<p>【収支の概要】</p> <p>(平成 31 年度)</p> <p>収入合計 96,283,713 円</p> <p>支出合計 92,331,751 円</p> <p>収支差額 3,951,962 円</p> <p>(令和 2 年度)</p> <p>収入合計 95,936,129 円</p> <p>支出合計 92,795,106 円</p> <p>収支差額 3,141,023 円</p> <p>(令和 3 年度 (予算))</p> <p>収入合計 90,203,500 円</p> <p>支出合計 90,203,500 円</p> <p>収支差額 0 円</p>	<p>【資産、負債等の概要】</p> <p>(令和 2 年度末)</p> <p>資産合計 44,173,787 円</p> <p>負債合計 20,985,640 円</p> <p>正味財産合計 23,188,147 円</p>

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人さざなみ会
代表者の氏名	理事長 小堀 真吾
主たる事務所の所在地	横浜市磯子区森六丁目1番10号
設立年月日	平成18年10月17日
定款に記載されている目的	この法人は、精神保健福祉知識の普及啓発のため、研修会及び学習会等を実施し、又、障害福祉サービス事業等を通じて、障害者の社会復帰、社会参加を促進し、社会的自立を図るための活動を推進することを目的とする。
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	(1) 障害福祉サービス事業 (2) 地域生活支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 精神保健福祉知識の普及啓発のための研修会、学習会等の開催に関する事業 (5) 障害者自主製品の販売促進・販路拡大及び障害者の就労支援に関する事業 (6) 当事者団体の運営に関する事業 (7) 精神障害者の人権の擁護に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市磯子区全域、港南区の一部

<p>収支の概要 及び 資産、負債等の概要</p>	<p>【収支の概要】 (平成31年度) 収入合計 224,907,841 円 支出合計 213,509,130 円 収支差額 11,398,711 円</p> <p>(令和2年度) 収入合計 263,174,071 円 支出合計 242,925,748 円 収支差額 20,248,323 円</p> <p>(令和3年度(予算)) 収入合計 250,700,000 円 支出合計 249,700,000 円 収支差額 1,000,000 円</p>	<p>【資産、負債等の概要】 (令和2年度末) 資産合計 101,988,831 円 負債合計 21,530,972 円 正味財産合計 80,457,859 円</p>
-----------------------------------	---	---

申出法人の指定基準適合表（指定基準2（公益要件）については、【資料1-4】参照）

指定基準	要件	確認した書類等	特定非営利活動法人 STスポット横浜	特定非営利活動法人 さざなみ会
			判定	
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ等	適合	適合
指定基準2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【資料5-4】参照	適合	適合
指定基準3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 役員総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内訳一覧	適合	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合	適合
指定基準3	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合	適合
指定基準4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること			
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合	適合
指定基準4	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合	適合
	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること			
指定基準5	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
指定基準5	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
	指定基準6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合	適合
指定基準8	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない			
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	適合
欠格事由	(8) 次のいずれかに該当する法人			
	ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合
欠格事由	イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	適合
	備考1	縦覧期間中（令和3年7月30日（申出日）～令和3年8月13日）の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		①令和3年9月3日 ②令和3年9月10日	①令和3年9月1日 ②令和3年9月13日

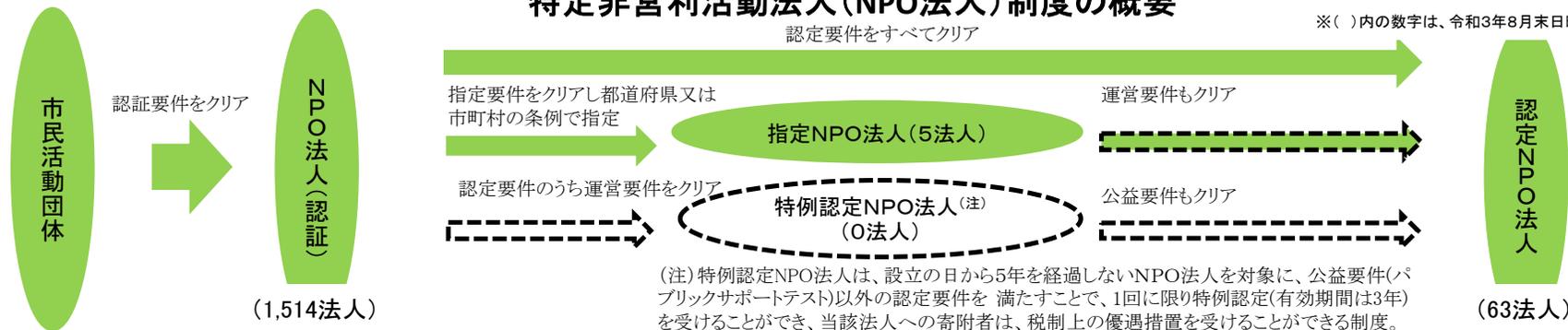
申出法人の公益要件に関する適合について

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等 (法人によって異なる)	特定非営利活動法人 S T スポット横浜	特定非営利活動法人 さざなみ会
		法人による説明内容 (要約)	
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である			
※ 次の (7) から (オ) の項目を総合的に判断			
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■協働契約書 ■指定障害福祉サービス事業者指定書 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の文化施設である小劇場「S T スポット」の施設運営を行っている。 ・横浜市芸術文化教育プログラム推進事業の一環として、横浜市芸術文化教育プラットフォーム事務局(横浜市文化観光局を含む4者)の事務局代表を担っている。横浜市より「横浜の未来を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むために必要な、次世代育成事業である」等の評価を得ている。 ・横浜市地域文化サポート事業として、ヨコハマアートサイト事務局(横浜市文化観光局を含む3者)の事務局代表を担っている。横浜市より「地域に根差した事業展開を支援できている。また、研修会等の実施を通じ、アーティスト・市内文化施設・地域のネットワーク強化が図られ、市域全体としての波及性がある。」等の評価を得ている。 ・上記の事業はいずれも横浜市文化観光局文化振興課より負担金や助成金を受けて実施しており、市の施策に合致したものとなっている。 	<p>横浜市健康福祉局からの補助金を受け、指定障害福祉サービス事業として地域活動支援センター「工房タッチ」の運営を行っている。横浜市在住の障害者に対し、横浜市障害者プランに則り精神障害者が創作的活動や生産活動に関われる環境を提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与している。また、就労継続支援事業B型、就労移行支援事業、計画相談支援事業においても国から助成を受け、横浜市健康福祉局より障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づき、指定障害福祉サービス事業者として指定を受けている。</p>
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会、理事会の議事録 ■帳簿類 	<p>団体発足以来、横浜市をはじめとする行政との協働により、補助金や負担金を受け、安定的な運営を行っている。</p>	<p>精神保健を考える市民団体として1987年に発足し、地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所等の運営を進めてきた。いずれも横浜市障害者プランの障害福祉計画に位置付けられた活動であり、今後も社会に不可欠な事業として必要とされていると考え、継続して事業を行う。財政面では、行政からの補助金、給付金があり、安定した収入を得ている。</p>
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 	<p>いずれの事業においても、ウェブサイト等でイベントの周知や事業報告書等の公開を行い、広く一般市民に対して、受益の機会を提供している。</p>	<p>サービスの利用者には特定の条件を設けることなく、広く受け入れている。精神障害のある方を主な対象者としているが、身体障害、知的障害など他の障害を重複して持たれている方も多く受け入れている。また、ホームページを活用し、事業所の活動周知を積極的に行なうことで、受益の機会が一般に開かれている。</p>
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■活動資料 	<p>青山学院大学地域社会共生学部と連携し、大学生とともに、S T スポット横浜の事業全般について、共同研究による考察を行っている。</p>	<p>法人の特徴として、障害当事者を職員(ピアスタッフ)として多く登用している。2015年に横浜ピアスタッフ協会(YPS)を立ち上げ、精神障害当事者が当事者のために支援する活動の普及啓発に努めてきた。また2020年5月には神奈川精神医療人権センターを設立し、精神医療における虐待問題、人権問題についての相談活動も行っており、事業所運営に止まらず、広く精神保健福祉社にまつわる諸問題について自主的に取り組んでいる。</p>
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 	<p>文化芸術団体、文化施設等の関係団体から文化芸術、地域文化の相談が寄せられており、中間支援組織として相談に対応している。関係団体から市民へ文化芸術、地域文化の情報提供がされることで、市民の文化芸術、地域文化への関心を高め、参加意欲の向上に寄与している。</p>	<p>各事業所における障害者の作業内容として、横浜市地域の方々の家事代行(草刈り、片付けなど)を積極的に行なっており、地域住民の方達と顔の見える関係を築くことに努めている。</p>
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある			
(7) 行政等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■補助金交付決定通知書・確定通知書 ■協働契約書 ■帳簿類 	<p>①横浜市からの助成・協働(文化観光局文化振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S T スポットの施設運営費として、横浜市よりS T スポット運営補助金を受けている。 [期間] 昭和62年11月2日～現在 ・横浜市、横浜市芸術文化振興財団と協働で横浜市芸術文化教育プラットフォーム事務局を運営。横浜市より横浜市芸術文化教育プログラム推進事業負担金を受け、アーティストによる授業を学校で実施。 [期間] 平成21年4月1日～現在 ・横浜市、横浜市芸術文化振興財団と協働でヨコハマアートサイト事務局を運営。横浜市より地域文化サポート事業負担金を受け、事務局運営等を行っている。 [期間] 平成26年4月1日～現在 <p>②神奈川県との協働(神奈川県障害福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と協働で障がい者芸術文化活動普及支援事業として、神奈川県障がい者芸術文化活動支援センターの運営を行っている。 [期間] 令和2年4月1日～現在 	<p>①横浜市からの助成(健康福祉局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市健康福祉局より補助金を受け、地域活動支援センターを運営し、障害者等へ創作的活動の機会の提供等を行っている。 [期間] 平成20年4月1日～現在 ・国や県、市が負担する給付金を横浜市健康福祉局より受け、就労継続支援事業B型事業所、就労移行支援事業所を運営し、障害者等の就労の機会を提供し、就労支援を行っている。 [期間] 平成25年2月1日～現在 <p>②国からの助成</p> <p>国からの給付金を受け、相談支援事業所を運営し、障害者等のサービスの相談、マネジメント等を行っている。</p> <p>[期間] 平成30年4月1日～現在</p>

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和3年8月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市長会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。 (認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

条例の改正（予定）の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表の最後に追加します。

条例別表（平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・令元条例38・令2条例26・令3条例28・一部改正）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目2番 18号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地 の5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成30年1月1日から 平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番 地の3	令和2年1月1日から 令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人 STスポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで
特定非営利活動法人 さぎなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を追加します。